

仁淀川改修期成同盟会 第一回要望活動 （四国地方整備局要望）

- 1, 日時：令和7年8月18日（木）15時00分～
- 2, 場所：高松サンポート合同庁舎 アイホール
- 3, 要望者：仁淀川改修期成同盟会 会長 池田 牧子（いの町長） 他
- 4, 要望先：国土交通省 四国地方整備局 豊口 佳之局長 他

四国地方整備局長 豊口 佳之 様へ要望書を手交



当地方は全国屈指の台風常襲地帯に位置し、急峻な山岳地帯、脆弱な地質構造とも相まって、過去より幾度となく水害、土砂災害等により多くの生命財産が奪われています。

近年においても、いの町宇治川流域・日高村日下川流域では、平成 26 年 8 月の台風第 12 号及び台風第 11 号に伴う集中豪雨により床上床下浸水等、広範囲において甚大な浸水被害となり、両流域ともに「床上浸水対策特別緊急事業」により対策いただいたところですが、仁淀川流域の治水安全度は依然として低く、安全で安心な生活には程遠いものとなっています。

令和 6 年 1 月 1 日には最大震度 7 を観測した令和 6 年能登半島地震が発生しました。

その後、当地方では、令和 6 年 8 月 8 日に最大震度 6 弱を観測する日向灘を震源とする地震を受け、令和元年の運用開始以降初めての「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、住民の間では切迫する巨大地震への認識が強まり、危機感や不安が一層高まっております。

ひとたび大規模な災害が発生すれば、多くの住民の生命・財産・暮らしが失われ、復旧・復興には莫大な費用と長い年月を要します。平成 30 年 7 月豪雨や千曲川、阿武隈川など関東・東北地方を中心に合計 140 箇所 の堤防決壊により甚大な被害が発生した「令和元年東日本台風」など従来の想定を超えるような記録的豪雨が多発する中、当地方の住民にとって、防災・減災の取組は喫緊の課題で地域の安全度の向上は悲願であるとともに、あらゆる関係者が協働して流域全体で取り組む持続可能な治水対策「流域治水」の加速化・深化が必要であり、後世のために継続して実施すべき責務であると考えております。

これまで、「防災・減災、国土強靱化のための 3 ヶ年緊急対策」

や「防災・減災、国土強靱化のための5ヵ年加速化対策」により、再度災害防止対策が着実に推進されてきたところですが、近年、気候変動の影響により水災害の激甚化・頻発化が顕著となっており、災害リスクの高まりを踏まえて、令和6年9月に仁淀川水系河川整備計画が変更されました。

また、同年12月には仁淀川支流の日下川流域が「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定されるなど、今後はこれまで以上に、「事前防災」の観点から治水対策を強化・推進することが急務であると考えます。

自治体では、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の考えのもと、リスク情報の提供強化などソフト対策にも積極的に取り組を進め、更には、将来にわたって活力ある持続可能な地域を実現するため、河川や水辺の持つ多様な機能を活用し、まちと自然が調和した良好で魅力ある水辺空間の保全・形成にも力を入れております。

治水事業は住民の生命・財産・暮らしを守り、健康で豊かな暮らしと安全・安心な活力ある社会を実現するための根幹をなす社会資本整備であり、地域住民の安全・安心の確保に責務を負う地方自治体としては、被害の未然防止を図る「事前防災対策」にもこれまで以上に取り組む必要があります。

つきましては、国と地方が適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化の取組を加速化・深化させ、仁淀川の河川整備が着実に推進されますよう、下記の事項について強く要望します。

記

1. 全国で甚大な災害が頻発している現状に鑑み、国の治水事業等関係費について「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の完了後も計画的に事業を推進するため、令和7年6月に策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づく治水事業関係費について、資材価格や人件費の高騰等による影響も考慮し、5か年加速化対策と同等以上の予算を確保し、更なる国土強靱化の加速化・深化に取り組むこと
2. 今後発生が予想されている南海トラフ地震や大規模災害に備え、地方整備局及び各事務所は職員の増強や防災拠点となる庁舎の整備など、組織体制を充実・強化し、大規模な災害が発生した際には被災地の早期復旧を図るため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、緊急時情報連絡員（リエゾン）の派遣や排水ポンプ車の拡充等による災害復旧等にかかる支援体制を一層強化すること
3. 迫りくる気候変動の脅威に備え「何としても住民の生命を守る」という観点からとりまとめられた「仁淀川水系における流域治水の推進方針」及び気候変動の影響による河川流量の増加に対応した河川区域、集水域、氾濫域での追加の対策をとりまとめた「仁淀川水系流域治水プロジェクト2.0」、令和6年9月に変更された河川整備計画を踏まえ、抜本的な治水対策を推進すること
4. 仁淀川本川の洪水処理能力向上のため、流下能力の低い箇所への解消に向け環境・景観を保持しつつ、河道掘削等を強力に推進するとともに、洪水の流下に支障となっている河川内樹木及び堆積土砂の除去など、堤防等河川管理施設の維持管理水準を確保すること
5. 洪水処理能力の更なる向上にあたっては、八田堰改良も必要になることから、利水機能を確実に保持することはもちろんのこと、自然環境や景観を損なわない改良工法について技術的検討を行うこと

6. 堤防の決壊等で浸水被害が甚大となる地域については、自治体により避難場所の確保や浸水想定区域を踏まえた立地適正化計画の策定等のソフト対策を推進しているため、河川管理者においても、谷地区の堤防整備やハード対策として仁淀川重要水防箇所の「侵食対策」「伊野堤防の強靱化」を推進すること
7. 気候変動による渇水の増加が懸念されていることから、大渡ダムを適正な維持管理水準に保ち、確実な運用が図れるよう、体制の確保や施設の点検・整備等に努め、利水・環境面の機能向上を図るための運用の見直しや技術的検討を推進するとともに、貯水池斜面の地すべりについて必要な対策を実施し、大渡ダム以外の既設の上流ダムによる治水容量の更なる確保に向けた運用の見直しやダム再生等も含めた洪水調節機能強化及び新規遊水地などの技術的検討を進めること
8. 流域住民の安全・安心の確保と迅速・的確な水防活動に資するため、河川防災ステーションの整備を行うこと。その際、関係自治体と連携し、地域活性化や賑わいの創出が期待される MIZBE ステーションとして整備することも検討すること
9. 家屋の浸水被害を現状より拡大させないため、浸水する田んぼなどの遊水機能を確保するための方策(土地利用規制等)の検討や特定都市河川の流域水害対策計画の策定における技術的支援及び特定都市河川に関する支援事業の拡充や期限の延期等を行うこと
10. 仁淀川流域の「顔」となる水辺空間の形成のため、波川地区かわまちづくりに引き続き他の地区においても水辺整備「かわまちづくり」の推進を図るとともに、貴重な動植物の生息環境や、景観などに配慮すること

11. 新日下川放水路や大渡ダムなど、流域内のインフラ施設を活用したインフラツーリズムの推進に向けて必要な協力を行うこと

12. 高知県が実施する仁淀川本川上流区間及び仁淀川支川における治水対策について、確実に推進されるよう国として必要な支援を行うこと

令和 7 年 8 月 18 日

仁淀川改修期成同盟会